

会費規則

第1条 この規程は、一般社団法人城野ひとまちネット（以下「当法人」という）の定款第7条第2項の規定に基づき、当法人の会費について定める。

第2条 会費は、TMO基金及び月会費とする。

第3条 TMO基金は、正会員について別表1のとおりとする。

第4条 月会費は、正会員について別表2のとおりとする。

2 将来的な経済情勢の変化等を考慮しながら、街が成熟した段階で、月会費等の運用について協議するものとする。

第5条 月会費は、入居翌月を起算月として、原則、毎月末日に徴収することとする。

第6条 TMO基金は、原則、土地所有者として正会員になった時に支払うものとし、止むを得ない場合は、理事会で協議の上、支払い時期等を決定する。

第7条 月の途中において正会員がその資格を喪失したときは、当該月の月会費について、資格を喪失した月までの額とする。

第8条 会費の納入は、当法人が指定した銀行への振込または口座振替等の当法人が指定した方法により行うものとする。その場合、納入にかかる送金手数料は、正会員が負担するものとする。

第9条 この規定に定めるもののほか、当法人の会費の取り扱いに必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この規程は、平成28年12月5日から施行する。

別表1 TMO基金

住宅・個人（戸建・集合一律）	100,000円／戸
施設・法人a（床300㎡未満）	100,000円／施設
施設・法人b（床300㎡以上）	500,000円／施設 以上

- * 賃貸物件入居者にはTMO基金を設けない。
- * 居住用・事業用を問わず賃貸物件所有者は、施設・法人 a または b とする。
- * 同一正会員で所有物件が複数ある場合、住宅・個人または施設・法人の判別は、物件毎におこない、物件毎に TMO 基金を負担する。
- * ただし前項に関わらず、同一正会員が同一街区内に居住用集合賃貸物件を複数所有する場合、その所有者の施設・法人 a または b の判別は、同一街区内に所有する居住用集合賃貸物件の床面積を合算しておこなわれ、同一街区内で負担する TMO 基金も 1 口とする。
- * 賃貸物件において、居住用・事業用が混在する場合、その物件の床面積に占める割合の大きい方の用途の物件として判別する。

別表2 月会費

住宅・個人（戸建・集合一律）*	1,700円／戸
施設・法人a（床300㎡未満）	5,000円／口以上
施設・法人b（床300㎡以上）	10,000円／口以上

- ※ 戸建住宅団地管理組合及び集合住宅（分譲）のマンション管理組合、もしくは同様の居住者会の場合は、各住戸当たりの金額を入居数で乗じた総額、集合住宅及び施設（賃貸）の場合は各住戸あたりの金額を入居数で乗じた総額を正会員の月会費とする。
- * 月会費は住宅・個人については戸建住宅団地管理組合及び集合住宅（分譲）のマンション管理組合、もしくは同様の居住者会に請求する。ただし集合住宅(賃貸)については物件所有者に請求する。施設・法人 a または b については物件所有者に請求する。月会費は物件毎に算定されるものとする。
- * 事業用賃貸物件について、各テナント 1 室を一口として算定する。ただし同一物件内で複数のテナントに入居する入居者がいる場合、その同一入居者の床面積を合算し、1 口とする。
- * 賃貸物件において、居住用・事業用が混在する場合、それぞれの用途毎に月会費を算定し、物件所有者に請求する。